

○財務省告示第四百四十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年四月十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年五月十二日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記号	二 発行の根拠 法律及びその の条項及び適 用等	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第四百四十一回、第四百四十三回、第四百四十七回、第四百五十三回、第四百五十四回、第四百五十七回、第四百五十八回及び第四百五十九回）、利付国庫債券（三十年）（第十一回、第十二回、第十五回、第十九回、第二十回、第二十一回、第二十三回、第二十四回、第二十七回、第三十回、第三十二回、第三十四回、第三十八回、第四十六回、第四十八回、第四十九回、第五十一回、第五十二回及び第五十三回）及び利付国庫債券（四十年）（第六回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定す

十 三	十 二		十 一	十	九	八	七	六	五
			発 行 価 格	発 行 日	振 替 単 位	最 低 額 面 金	払 込 金 額	発 行 額	募 入 決 定 の 方 法
の 経 過 利 子 率									

るる利回りに応募した者が加算す
る。値を競う。付して行われる入
る。数。を競争に。付して行われる入
じ。を競争に。付して行われる入
札。による発行。利率の差の
各。申込みの。利率の差の
さ。いもの。から。その。応募額を順次
割。り。当。てる。から。その。応募額を順次
額。内。金。額。で。四。千。九。百。九。十。一。億。円
六。千。十。六。億。九。千。八。百。三。十。八。万。二
五。千。円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の。整。数。倍。の。金。額。に。よ。る。の。と
す。る。〇。十。九。年。四。月。十。日
平。成。二。十。九。年。四。月。十。日
発。行。対。象。国。債。ご。と。に。面。金
百。円。に。つ。き、次。の。算。式。に。よ。り
出。し。た。金。額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加額を払込期日に
り算出た金額を払込期日に払
い込むものとす。

十四 利 子

十五 十六 十七 償還金の限度

十八 十九 二十 元利金の支払者 入札参加 払込期日

各発行対象国債の額面の金利前子に日
各発行対象国債の額面の金利前子に日
100×各発行対象国債の額面の金利前子に日
支規数に

第十号に規定する発行日後の各
発行対象国債の額面の金利前子に日
と、各支払期において、次の
算式により算出した金額を支払
う。ただし、支払期が休業日
に当たるときは、その翌営業
日に支払う（償還期限に
同じ。）。

（別表のとおり）
額面金額×各
各発行対象国債の額面金額×各
九、四、六日付は、本証券業協
会が発表した公社債店頭売買参
考統計値表に掲載された平均値
の単利回り（平成十九年四月
の六日午前九時以前に訂正され
た場合）は、訂正の当該単利
利回りとする。

日本銀行とす。後、訂正の当該単利
財務大臣から通知を受けた者
平成二十九年四月十日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (二十年) 回(第四十)	一・七%	十年 平日十成 二月二十四	二百八十五億 円
利付国庫債券 (二十年) 回(第四十三)	一・六%	十年 平日十成 三月二十五	七百億 円
利付国庫債券 (二十年) 回(第四十七)	一・六%	十年 平日十成 二月二十五	七百十二億 円
利付国庫債券 (二十年) 回(第五十三)	一・三%	十年 平日十成 四月二十七	八十三億 円
利付国庫債券 (二十年) 回(第五十四)	一・二%	十年 平日十成 四月二十七	二百八十三億 円
利付国庫債券 (二十年) 回(第五十七)	〇・二%	十年 平日十成 四月二十八	二百十億 円
利付国庫債券 (二十年) 回(第五十八)	〇・五%	十年 平日十成 四月二十八	百億 円
利付国庫債券 (二十年) 回(第五十九)	〇・六%	十年 平日十成 四月二十八	十六億 円
利付国庫債券 (二十年) 回(第六十)	一・七%	十年 平日十成 四月二十五	五十億 円

（（利 第三付 三十年 八）回 券）	（（利 第三付 三十年 四）回 券）	（（利 第三付 三十年 二）回 券）	（（利 第三付 三十年 回）回 券）	（（利 第三付 二十年 七）回 券）	（（利 第三付 二十年 四）回 券）	（（利 第三付 二十年 三）回 券）	（（利 第三付 二十年 一）回 券）	（（利 第三付 二十年 回）回 券）	（（利 第三付 十九年 回）回 券）	（（利 第三付 十五年 回）回 券）	（（利 第三付 十二年 回）回 券）
一 ・ 八 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 一 %
日年平 三成 月五 二十五	日年平 三成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十二	日年平 三成 月五 二十一	日年平 九成 月四 二十九	日年平 九成 月四 二十八	日年平 六成 月四 二十八	十年平 日十成 二月 二十七	日年平 九成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十六	日年平 九成 月四 二十五
億二 百五 十八	七 十八 億 円	億三 百七 十六	億三 百七 十四	八 十五 億 円	円四 百十 五億	十二 億 円	十 億 円	七 十四 億 円	億五 百二 十一	二 十八 億 円	二 十九 億 円

（（利 第四付 六十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 五十国 十年庫 三））債 券 回	（（利 第三付 五十国 十年庫 二））債 券 回	（（利 第三付 五十国 十年庫 一））債 券 回	（（利 第三付 四十国 十年庫 九））債 券 回	（（利 第三付 四十国 十年庫 八））債 券 回	（（利 第三付 四十国 十年庫 六））債 券 回
一 ・ 九 %	○ ・ 六 %	○ ・ 五 %	○ ・ 三 %	一 ・ 四 %	一 ・ 四 %	一 ・ 五 %
日年平 三成 月六 二十五	十年平 日十成 二五 月十 二十八	日年平 九成 月五 二十八	日年平 六成 月五 二十八	十年平 日十成 二五 月十 二十七	日年平 九成 月五 二十七	日年平 三成 月五 二十七
七 十 三 億 円	十 五 億 円	億二 百六 十一	十 億 円	円二 百十 二億	円百 六十六 億	九 十五 億 円